

沿岸広域振興局長告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年1月31日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 岩泉平井賀普代線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村真木沢2番4地先から大芦44番1地先まで	新	A m 11.4~9.1	m 195.5
		B 19.8~8.0	200.0
	旧	A 11.4~9.1	195.5

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 平成29年1月31日から同年2月28日まで

- 2（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 大槌停車場線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上閉伊郡大槌町本町191番9地先から191番12地先まで	新	A m 18.9~15.0	m 33.5
上閉伊郡大槌町本町191番7地先から191番9地先まで		B 19.2~15.0	51.8
上閉伊郡大槌町本町191番9地先から191番12地先まで	旧	A 18.9~15.0	33.5

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 平成29年1月31日から同年2月28日まで